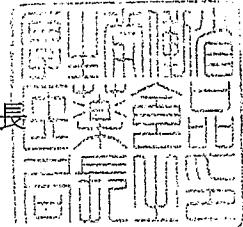


薬食発第 0710005 号
平成 20 年 7 月 10 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医薬食品局長



薬事法施行規則の一部を改正する省令等の施行について

薬事法施行規則の一部を改正する省令（以下「一部改正省令」という。）及び薬事法施行規則第 203 条第 3 項の規定に基づき検定を要しないものとして厚生労働大臣が指定する医薬品等及び厚生労働大臣が定める場合（以下「指定告示」という。）については、本日、それぞれ、平成 20 年厚生労働省令第 128 号及び厚生労働省告示第 374 号をもって公布されたところであるが、その改正の趣旨等は下記のとおりであるので、御了知の上、貴管下関係業者への周知方よろしく取り計らい願いたい。

記



第 1 改正の趣旨

66

薬事法（昭和 35 年法律第 145 号）第 43 条においては、厚生労働大臣の指定する医薬品及び医療機器は、厚生労働大臣の指定する者の検定を受け、かつ、これに合格したものでなければ、販売、授与等をしてはならないものとされている。

しかしながら、近年、新型インフルエンザの世界的な流行（パンデミック）の発生による大きな健康被害とこれに伴う社会的影響等が懸念されており、仮に流行した場合には、新型インフルエンザワクチンを迅速かつ大量に供給する必要が生じる可能性がある。

そのため、今般、新型インフルエンザワクチンについては、新型インフルエンザの発生が確認され、直ちに製造を行う必要が生じた場合に限り、薬事法第 43 条第 1 項の規定にかかわらず、販売、授与等を行うことができることとするため、薬事法施行規則の改正等を行ったものである。

第2 改正の内容

(1) 一部改正省令において、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染性の疾病のまん延その他の健康被害の拡大を防止するため使用される医薬品又は医療機器であって厚生労働大臣が指定するものについては、緊急に使用される必要があるため、検定を受けるいとまがない場合として厚生労働大臣が定める場合に限り、薬事法第43条の規定にかかわらず、当該医薬品等の販売、授与等ができることとしたこと。

(2) 指定告示において、厚生労働大臣が指定する医薬品として沈降新型インフルエンザワクチン（H5N1株）を指定したこと。

また、厚生労働大臣が定める場合を、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症の発生が確認され、直ちに、ワクチンの製造を行う必要が生じた場合としたこと。

具体的には、新型インフルエンザ対策行動計画（鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議）に規定するフェーズ4A以降に、新型インフルエンザ専門家会議の議論を経て、直ちに、国家備蓄している当該ワクチンの原液の製剤化を行うよう、ワクチン製造会社に要請した場合を想定していること。

第3 施行期日

一部改正省令及び指定告示は本日（平成20年7月10日）から施行すること。

官禁

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

- | 官報 | | 編集・印刷
独立行政法人国立印刷局 |
|--|---|--|
| 日 次 | | |
| 四 | 二 | 一 |
| ○書簡の交換に関する件(同四〇〇三) | ○指定統計を作成するために集められた調査票の使用に関する件
(総務二八五～三八九) | ○薬事法施行規則の一部を改正する省令(厚生労働一一八) |
| ○中波ラジオ放送網整備計画のための贈与に関する件(日本国政府とナイジエリア連邦共和国政府との間の書簡の交換に関する件(同四〇一)) | ○日本国に帰化を許可する件
(法務二二九) | ○告 示 |
| ○港湾保安機材整備計画のための贈与に関する件(日本国政府とセーシェル共和国政府との間の書簡の交換に関する件(外務四〇〇)) | ○マダガスカル間道路整備計画のための贈与に関する件(日本国政府とタンザニア連合共和国政府との間の書簡の交換に関する件(同四〇一)) | ○食品衛生法に基づき登録検査機関を登録した件(同三七六) |
| ○マサシーマンガツカ間道路整備計画のための贈与に関する件(日本国政府とタンザニア連合共和国政府との間の書簡の交換に関する件(同四〇二)) | ○高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令第四十四条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める事項を定める件(同三八〇)) | ○食品衛生法に基づく登録検査機関の代表者の変更の件(同三七七) |
| ○砂防法第一条の土地を指定する件(国土交通八七四) | ○岩手県及び宮城県の一部の地域における国民年金、厚生年金保険及び船員保険の年金受給権者又は受給者が届け書等を提出すべき日を延長する件(社会保険庁二〇〇) | ○食品衛生法に基づく登録検査機関の名称の変更の件(同三七八) |
| ○航路標識に関する件 | ○保安林の指定を解除する件
(農林水産一〇八七～一〇九五) | ○薬事法第四十三条第一項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣が指定する医薬品等の一部を定める件(厚生労働三七四) |

告示

省令

目次

○薬事法施行規則第二百三十三条第三項の規定に基づき検定を要しないものとして厚生労働大臣が指定する医薬品等及び厚生労働大臣が定める場合を定める件(厚生労働三七四)	二	○都市計画に関する件(同二八二)	四
○自動車専用道路を指定する件(同二八一)	三	○道路に関する件(同二八三～二八六)	五
○高速自動車国道に関する件(中国地方整備局五九)	四	○道路に関する件(同六〇)	六
○登録した件(同三七六)	一	○国会事項	七
○食品衛生法に基づく登録検査機関の代表者の変更の件(同三七七)		〔人事異動〕	八
○食品衛生法に基づく登録検査機関の名称の変更の件(同三七八)		〔官庁報告〕	九
○食品衛生法に基づく登録検査機関の事業所の名称の変更の件(同三七九)		〔官庁事項〕	一〇
○高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令第四十四条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める項を定める件(同三八〇)		金融庁 法務省 財務省 農林水産省 海上保安庁 福島県 広島市	一一
○岩手県及び宮城県の一部の地域における国民年金、厚生年金保険及び船員保険の年金受給権者又は受給者が届書等を提出すべき日を延長する件(社会保険庁二〇)		〔官庁事項〕	一二
○保安林の指定を解除する件(農林水産一〇八七一～一〇九五)		法務	一三
○砂防法第二条の土地を指定する件(国土交通八七四)		公証人任免(法務省)	一四
○航路標識に関する件(海上保安庁一九一～一〇〇)		国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとしての指定の公告(国土交通省)	一五

公 告

諸事項

官 告

會社その他
裁判所
相続、公示催告、失踪、破産、免責、
特別清算、会社更生、再生關係
適格機關投資家に關する公告、押收
物還付、第三者所有物の沒收關係

卷
下

人企業統計調査年次別調査票（じゅうもんき）
テープに転写（か）かい所要の事項を転写（か）し、集
計する。

調査票の使用者の範囲 財務省主税局税制第一課
資産税係の職員及び財務総合政策研究室調査統
計部調査統計課法人企業統計調査係の職員

員の給与制度を検討する基礎資料として府内地
域別の民間賃金の実態を把握するため、同府に
係る平成十七年から平成十九年までの各年分の
賃金構造基本統計調査の事業所票及び個人票
（じゅうもんき）に転写（か）かい所要
の事項を転写（か）し、集計する。

3 贈与の使用期限 平成二十一年三月三十日
4 署名者

日本側 植澤利次在ナイジエリヤ大使
ナイジエリヤ側 ジャン・オガード・オハイ情報
通信大臣

平成二十一年七月十日

外務大臣 高村 正彦

○外務省告示第四百三十一号

平成二十年六月二十七日はダルエスサラーム
で、マサシーマンガッカ間道路整備計画のための
贈与に関する次の概要の書簡の交換がタンザニア
連合共和国政府との間に行われた。

○厚生労働省告示第三百七十四号

薬事法施行規則(昭和三十六年厚生省令第一号)第二百三十二条第三項の規定に基づき、薬事法施行規則第二百三十二条第三項の規定に基づき検定を要しないものとして厚生労働大臣が指定期に規定する厚生労働大臣が指定する医薬品等及び医療機器等の上欄に掲げる医薬品又は医療機器とよばれ同表の下欄に掲げるところとする。

平成二十一年七月十日

厚生労働大臣 外添 要一

薬事法施行規則第二百三十二条第三項の規定に基づき検定を要しないものとして厚生労働大臣が指定する医薬品等及び厚生労働大臣が指定期に規定する厚生労働大臣が指定する医薬品又は医療機器等の上欄に掲げる医薬品又は医療機器とよばれ同表の下欄に掲げるところとする。

平成二十一年七月十日

医薬品又は医療機器
沈降新型インフルエンザワクチン(H5N1)
1株)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に
する法律(平成二十年法律第二百四十四条)第六条第七
項に規定する新型インフルエンザ等感染症の発生
が確認される直ちに、ワクチンの製造を行う必要
が生じた場合

○厚生労働省告示第三百七十五号

薬事法(昭和三十五年法律第二百四十五条)第四十二三条第一項、薬事法施行令(昭和三十六年政令第二百九十九号)第五十八条及び第六十条並びに薬事法施行規則(昭和三十六年厚生省令第一号)第二百九十九号の規定に基づき、薬事法第四十三条第一項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定期する医薬品等(昭和三十八年厚生省告示第二百七十九号)の一項を次のよう改正する。

厚生労働大臣 厚添 要一
平成二十一年七月十日
16生物活性剤の表沈降精製由由やきワクチンの販売「1,479,200円」を「1,082,400円」と「72本」を「60本」と、「23本」を「17本」と「12本」と「10本」に改め、同表沈降精製由由やきワクチンの販売「2,892,600円」を「2,495,800円」と「2,253,900円」を「1,857,200円」と「147本」を「125本」と「84本」を「72本」と「34本」を「28本」と「23本」と「21本」に改める。
2の生物学的剤の表沈降精製由由やきワクチンの販売「3,281」を「3,291」、「3,210」を加え、同項沈降精製由由やきワクチンの販売「3,281」、「3,291」、「3,210」の次に「3,28」、「3,29」を加える。

1 援助の目的及び内容 マサシーマンガッカ間
道路整備計画を実施するため必要な生産物及
び役務の供与

(a) 道路及び関連施設の整備に必要な生産物及
び役務の供与

2 贈与の限度額 七億五千八百万円
3 贈与の使用期限 平成二十一年三月三十日
4 署名者

日本側 伊藤誠在タンザニア大使
タンザニア側 グレイ・S・バハマ財務経
済次官

平成二十一年七月十日

外務大臣 高村 正彦

○外務省告示第四百三十一号

平成二十年六月二十七日はダルエスサラーム
で、マサシーマンガッカ間道路整備計画のための
贈与に関する次の概要の書簡の交換がタンザニア
連合共和国政府との間に行われた。

○厚生労働省告示第三百七十四号

薬事法施行規則(昭和三十六年厚生省令第一号)第二百三十二条第三項の規定に基づき、薬事法施行規則第二百三十二条第三項の規定に基づき検定を要しないものとして厚生労働大臣が指定期に規定する厚生労働大臣が指定する医薬品等及び医療機器とよばれ同表の下欄に掲げる医薬品又は医療機器とよばれ同表の下欄に掲げるところとする。

平成二十一年七月十日

厚生労働大臣 外添 要一

薬事法施行規則第二百三十二条第三項の規定に基づき検定を要しないものとして厚生労働大臣が指定期に規定する厚生労働大臣が指定する医薬品等及び医療機器とよばれ同表の下欄に掲げる医薬品又は医療機器とよばれ同表の下欄に掲げるところとする。

平成二十一年七月十日

医薬品又は医療機器
沈降新型インフルエンザワクチン(H5N1)
1株)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に
する法律(平成二十年法律第二百四十四条)第六条第七
項に規定する新型インフルエンザ等感染症の発生
が確認される直ちに、ワクチンの製造を行う必要
が生じた場合

○厚生労働省告示第三百七十五号

薬事法(昭和三十五年法律第二百四十五条)第四十二三条第一項、薬事法施行令(昭和三十六年政令第二百九十九号)第五十八条及び第六十条並びに薬事法施行規則(昭和三十六年厚生省令第一号)第二百九十九号の規定に基づき、薬事法第四十三条第一項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定期する医薬品等(昭和三十八年厚生省告示第二百七十九号)の一項を次のよう改正する。

厚生労働大臣 外添 要一
平成二十一年七月十日
16生物活性剤の表沈降精製由由やきワクチンの販売「1,479,200円」を「1,082,400円」と「72本」を「60本」と、「23本」を「17本」と「12本」と「10本」に改め、同表沈降精製由由やきワクチンの販売「2,892,600円」を「2,495,800円」と「2,253,900円」を「1,857,200円」と「147本」を「125本」と「84本」を「72本」と「34本」を「28本」と「23本」と「21本」に改める。
2の生物学的剤の表沈降精製由由やきワクチンの販売「3,281」を「3,291」、「3,210」の次に「3,28」、「3,29」を加える。

○厚生労働省告示第三百七十六号
食品衛生法(昭和二十一年法律第二百三十九号)第二百六十六条第一項から第三項までに規定する検査を行ふ登録検査機関として、次のとおり登録したので、同法第四十五条第一項の規定に基づき公示す
る。

平成二十一年七月十日

厚生労働大臣 外添 要一

登録検査機関の名称及び所在地 検査を行ふ事業所の名称及び所在地 登録年月日

SGSジャパン株式会社 神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目二番一号ランドマークタワー三十八階 事業部フードテクノロジングセンタード

株式会社エクスラン・テクニカル・サービスセンター 神奈川県横浜市中区南仲通二丁目三番一號 株式会社エクスラン・テクニカル・サービスセンター

株式会社エコプロ・リサーチ 静岡県静岡市清水区浜川百番地 井原 勉 平成二十一年五月十九日

株式会社エコプロ・リサーチ 静岡県静岡市清水区浜川百番地 井原 勉 平成二十一年五月十九日

厚生労働大臣 外添 要一

○厚生労働省告示第三百七十七号
食品衛生法(昭和二十一年法律第二百三十九号)第二百六十六条第一項の規定によつて、同法第四条第九項に規定する登録検査機関について、代表者を次のとおり変更する旨の届出があつたので、同法第四十五条第二号の規定に基づき公示する。

平成二十一年七月十日

厚生労働大臣 外添 要一

登録検査機関の名称 変更後の代表者の氏名 変更前の代表者の氏名 変更の日

株式会社環境分析センター 佐々木 洋 森山 洋 平成二十一年一月十日

ターナー財團法人岡山県健康づくり財団 井戸 優夫 末長 敏 平成二十一年四月一日

社団法人鹿児島県薬剤師会 田畠 光一 寺脇 康文 平成二十一年四月一日

社団法人大分県薬剤師会 安東 哲也 首藤 靖生 平成二十一年四月一日

財団法人宮崎県公衆衛生センター 津曲 文雄 佐伯 勝利 平成二十一年四月一日

○厚生労働省告示第三百七十八号
食品衛生法(昭和二十一年法律第二百三十九号)第二百六十六条第一項の規定によつて、同法第四条第九項に規定する登録検査機関である株式会社環境分析センターによつて、平成二十一年四月二十一日をもつてその名称を次のとおり変更する旨の届出があつたので、同法第四十五条第二号の規定に基づき公示する。

平成二十一年七月十日

厚生労働大臣 外添 要一

変更後の登録検査機関の名称 変更前の登録検査機関の名称

株式会社エコプロ・リサーチ